

ごみの焼却禁止について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に廃棄物焼却の禁止規定が盛り込まれました。

(同法第16条の二)

(平成13年4月1日施行)

これにより、一部例外規定を除いて、廃棄物の焼却が禁止されています。

また、焼却炉を使用する場合でも、法に定められた構造基準(助熱装置、送風機、温度測定装置など)を満たしたものの以外は使用することができません。



違法な廃棄物の焼却について、平成16年から、罰則が一段と厳しくなり、**5年以下の懲役、1000万円以下の罰金**が課せられるようになりました。

焼却禁止の例外規定

認められているもの	具体例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川・道路管理を行うための伐採した草木等の焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	鬼火焚きなど地域行事における焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者の焼き畑、田んぼの畦焼き、稲わらの焼却、林業者の伐採枝の焼却、漁業者の海藻類等の焼却 ※農業用マルチやプラスチック製の漁網やフロートなどは焼却できません。
焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、お風呂の焚きつけ、キャンプファイヤー

市役所へ、特に住宅が密集しているところの方から、「洗濯物や、干している布団に臭いがついて取れない。また、風向きによっては、窓も開けられない。」などの相談が多く寄せられております。

焼却が認められている場合でも、天気や風向き等を考慮して、周囲に迷惑のかからないように十分注意してください。

※お願い

庭木や板類は、50～60cmに切断し、束ねて可燃ごみとして出して下さい。
枝葉等は、可燃ごみ袋に入れて可燃ごみの収集日にお出してください。



敷根清掃センターへの直接持ち込みもできます。

(場所・受入れ時間等は、ご確認ください。)

敷根清掃センター ☎ 0995-46-2868

問い合わせ先 霧島市役所 環境衛生課
☎ 0995-64-0950 (直通)